# 外形標準課税に関するQ&A

平成26年3月 福島県

# 1 付加価値割総論

- Q1 期首では資本金1億5千万円だったが、減資をしたため、期末では資本金9千万円になりました。外形標準課税の対象となりますか。
- A1 外形標準課税の対象となるか否かは、各事業年度終了の日の現況によって判定すること とされているため、期首の資本金の額が1億円を超えていた場合であっても、期末時点で 資本金の額が1億円以下となっていれば、外形標準課税の対象とはなりません。
- Q2 資本金は9千万円ですが、資本金等の額は1億2千万円です。外形標準課税の対象となりますか。
- A1 外形標準課税の対象となるか否かは、「資本金の額」が1億円を超えているかどうかで判断されます。資本金の額が1億円以下であれば、資本金等の額にかかわらず、外形標準課税の対象とはなりません。

# 2 報酬給与額

- Q3 通勤手当や在外手当は、報酬給与額に含まれますか。
- A3 通勤手当や国外勤務者の在勤手当(在外手当)のうち所得税において非課税とされる額に相当する金額については、実費弁償的性格を有するものであることから、報酬給与額に含まれません。所得税において非課税とされる額を超える部分に相当する額は報酬給与額に含まれます。
- Q4 所得税における非課税限度額を超える通勤手当は報酬給与額に含めるとのことですが、 この場合の消費税相当分はどうなりますか。
- A 4 報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の計算に当たっては、消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」といいます。)を除いた金額を基礎とします。 したがって、例えば、課税される通勤手当に消費税等が含まれ、金額が2万1千円であ

る場合、報酬給与額に算入する額は消費税等相当分1千円を控除した2万円となります。

- Q5 アルバイトに支払う給与は、報酬給与額に含まれますか。
- A 5 報酬給与額の対象となる役員又は使用人には、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、 アルバイト、臨時雇い等名称のいかんを問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき 労務の提供を行う方々の全てが含まれるため、アルバイトに支払う給与も報酬給与額に含 まれます。
- Q6 顧問弁護士に支払う顧問料は、報酬給与額に含まれますか。
- A 6 報酬給与額には、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが含まれ、所得税において非課税所得、事業所得、一時所得とされるものは含まれないとしており、弁護士に支払う顧問料は、所得税においては、一般的に事業所得として取り扱われることから、報酬給与額には含まれません。

ただし、雇用関係に基づき労務の対価として支払っており、所得税において給与所得と される場合には報酬給与額に含まれます。

- Q7 従業員に対する現物給付は、報酬給与額に含まれますか。
- A 7 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益(いわゆる現物給与)については、所得税において給与所得等として課税され、かつ、法人税の所得の計算上損金の額に算入される場合に限り、報酬給与額に含まれます。
- Q8 健康保険の保険料や福利厚生費は、報酬給与額に含まれますか。
- A8 健康保険の保険料のような、いわゆる法定福利費や福利厚生費については、一般的には、 所得税において給与所得又は退職所得とされないことから、報酬給与額には含まれません。 ただし、名目上福利厚生費とされているものであっても、所得税において給与所得又は退 職所得とされる場合には、報酬給与額に含まれます。
- Q9 役員に対する報酬は、報酬給与額に含まれますか。
- A 9 役員報酬は法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるため報酬給与額に含まれますが、不相応に高額な部分で損金算入を否認された額は報酬給与額に含まれません。
- Q10 退職給与引当金に繰り入れた金額は、報酬給与額に含まれますか。
- A10 退職給与引当金に繰り入れた金額は、各事業年度の法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないため報酬給与額に含まれません。(実際に退職金として支払い、損金の額に算入されたものが報酬給与額に含まれます。)
- Q11 出向先法人(X)が出向元法人(Y)に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支出した場合には、Xの報酬給与額に含まれますか。
- A11 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向者に対する給与をYが支給することとしているため、Xが自己の負担すべき給与に相当する金額(給与負担金)をYに支出したときは、この給与負担金の額はXの報酬給与額に含まれます。
  - また、Yにおいては、この出向者に支払う給与のうちXから支出された給与負担金相当額は報酬給与額に含まれません。
- Q12 出向先法人(X)が出向者を役員として受け入れるにあたり、出向元法人(Y)に対して、経営指導料を支出した場合には、Xの報酬給与額に含まれますか。
- A12 経営指導料が実質的に、出向者に対する給与をYが支給することとしているため、Xが 自己の負担すべき給与に相当する金額をYに支出しているものである場合は、この経営指 導料の額はXの報酬給与額に含まれます。
- Q13 出向先法人(X)との給与条件の較差を補てんするために出向元法人(Y)が出向者に対して給与較差相当額を支給した場合はどのようになりますか。
- A13 出向があった場合に、YがXとの給与条件の較差を補てんするために出向者に対して支給する給与較差相当額は、Yの報酬給与額に含まれます。
- Q14 出向期間中、定期的に出向先法人(X)が出向元法人(Y)に対して、出向者の退職金を負担するために「退職給与負担金」を支出した場合には、Xの報酬給与額に含まれますか。
- A14 出向期間中、定期的にXがYに対して、出向者の退職金を負担するために退職給与負担金を支出した場合には、退職給与負担金はXの報酬給与額に含まれず、実際に出向者に退職金を支払う事業年度におけるYの報酬給与額に含まれます。
- Q15 JV (共同企業体) の報酬給与額の取扱いはどのようになりますか。
- A15 JV (共同企業体) の各事業年度の給与については、その分配割合に基づいて各組合員

に分配したものを、各組合員の報酬給与額として取り扱うこととされています。

- Q16 JV (共同企業体) に自社の職員を出向させている場合の報酬給与額の取扱いはどのようになりますか。
- A16 JV (共同企業体) の組合員である法人が、自社の社員をJVに出向させ自社から給与を一括して当該職員に支払っている場合についても、分配割合に基づいて各組合員である法人に分配されたものを報酬給与額として取り扱うこととされています。

ただし、いわゆる給与協定が締結されている場合において、各組合員である法人が給与 として当該職員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合 には、各組合員の報酬給与額にその差額分を加減算することとされています。

- Q17 報酬給与額に含まれる「法人が役員又は使用人のために支出する掛金等」とは、どのようなものですか。
- A17 報酬給与額に含まれる「法人が役員又は使用人のために支出する掛金等」は、次のものです。
  - ① 退職金共済制度に基づいて被共済者のために支出する掛金
  - ② 確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等
  - ③ 企業型年金規約に基づいて加入者のために支出する事業主掛金
  - ④ 勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する信託金等
  - ⑤ 勤労者財産形成基金契約に基づいて、信託の受益者等のために支出する信託金等及び 預入金等の払込みに充てるために支出する金銭
  - ⑥ 厚生年金基金の事業主として負担する掛金等
  - ⑦ 適格退職年金契約に基づいて支出する掛金等

#### 3 純支払利子

- Q18 利子税や延滞金は支払利子に含まれますか。
- A18 利子税並びに監査等による申告期限延長の場合の法人住民税及び法人事業税に係る延滞 金は、約定利息の性質を有し、法人税において損金算入されるため、支払利子に含まれま す。

これら以外の延滞金は遅延利息の性質を有し、法人税において損金算入されないため、支払利子に含まれません。

- Q19 株式の配当金は受取利子に含まれますか。
- A19 含まれません。
- Q20 借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払う遅延損害金は、支払利子及び受取利子に含まれますか。
- A20 含まれます。
- Q21 純支払利子を計算する場合において、支払を受ける利子に対して所得税や住民税利子割が課されている場合、受取利子の額からこれらの税額を控除する必要はないですか。
- A21 控除する必要はありません。

### 4 純支払賃借料

- Q22 1年契約で毎週日曜日に限り、事務所を借りる契約をしているため、その日数の合計が 30日を超えている場合には、この貸借料は支払貸借料に含まれますか。
- A22 土地又は家屋を使用又は収益できる期間の合計が30日を超えていても、その期間が連

- Q23 3月末で事業年度が終了する法人が、事務所を貸借する場合に、3月中のある日から当該事業年度末までの賃貸借契約をし、別途4月1日から1年間の賃貸借契約をしている場合には、3月中の貸借料は支払貸借料に含まれますか。
- A23 土地又は家屋を使用又は収益できる期間が契約上連続して1月に満たない場合であって も、実質的に使用又は収益できる期間が連続して1月以上となっているため、3月中の貸 借料は賃貸借契約をした事業年度の支払貸借料に含まれます。
- Q24 土地や建物の賃貸借契約時に支払う権利金や敷金、保証金は、支払賃借料に含まれますか。
- A24 土地又は家屋の貸借権等の設定に係る権利金は、一般的に借地権や借家権設定の対価であって、地代や家賃とは別個のものであることから、契約等により地代や家賃の前払い分が含まれているものを除いて、支払賃借料に含まれません。更新料についても同様です。また、敷金や保証金は、一種の預り金という性格を有し、法人税の所得の計算上も損金の額に算入されないことから、支払賃借料に含まれません。ただし、支払うべき賃借料を滞納した場合などの債務不履行により、敷金から控除された賃借料については、支払賃借料に含まれます。
- Q25 法人が他の法人からアパートを賃借し、社宅として従業者に安価で賃貸している場合に おける、他の法人に対して支払う賃借料はどのようになりますか。
- A25 法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払を受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ含まれます。法人が賃借したアパート等を安価で従業者に賃貸している場合には、所得税において給与所得とされる場合がありますが、この給与所得とされた部分については報酬給与額とはなりません。
- Q26 法人が月極で駐車場を借りている場合の賃借料は、支払賃借料に含まれますか。
- A26 消費税においては、駐車場として土地を利用させた場合、土地の貸付けではなく施設の貸付けに該当する場合がありますが、法人事業税の付加価値額の算定に当たっては、駐車場の賃借料は土地の使用又は収益を目的とする権利の対価の額に該当するため、支払賃借料に含まれます。
- Q27 法人が土地を1年契約で賃借し、当該土地をコインパーキングとして利用している場合 における法人の純支払賃借料はどのようになりますか。
- A27 土地の賃借料は支払賃借料に含まれますが、コインパーキングのように不特定多数の利用者に1ヶ月未満の期間で使用させている場合の使用料は受取賃借料に含まれません。
- Q28 法人が海水取水口を設置することに伴い、県に対し支払う海面利用料は、支払賃借料に 含まれますか。
- A28 当該利用料は、公有水面の利用の対価として支払うものであり、純支払賃借料の対象である土地又は家屋に係るものではないことから、支払賃借料に含まれません。
- Q29 法人が貸倉庫を賃貸借する契約をし、当該契約に荷物の出入庫サービスや警備料が含まれている場合には、出入庫サービス料や警備料も含めた賃借料が支払賃借料となりますか。
- A29 土地又は家屋の賃貸借に係る役務の提供の対価の額は、役務の提供の対価の額と土地又 は家屋の賃借権等の対価の額とが、契約等において明確かつ合理的に区分されていない場 合には、支払賃借料及び受取賃借料に含まれることとなるため、出入庫サービス料等が明

確かつ合理的に区分されていなければ、契約に基づいて支払う出入庫サービス料等相当額を含めた賃借料が支払賃借料となり、明確かつ合理的に区分されていれば出入庫サービス料等を除いた額が支払賃借料となります。

- Q30 広告用の看板を設置するため、壁面使用料を支払っていますが、支払賃借料となりますか。
- A30 土地や建物の一部(屋上や壁面)を賃借し、看板を設置する場合には、支払賃借料となります。しかし、既に設置してある看板に広告を掲示する場合には、構築物の賃借に当たるため、支払賃借料となりません。

# 5 単年度損益

- Q31 単年度損益がマイナスである結果、付加価値額がマイナスとなった場合、当該マイナス 金額は翌年度の付加価値額から繰越控除することはできますか。
- A31 付加価値額に繰越控除制度はありませんので、繰越控除することはできません。

# 6 資本割

- Q32 資本の欠損てん補のために無償減資を行った場合、資本金等の額はどうなりますか。
- A32 ① 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に資本又は出資の減少(金銭その他の 資産を交付したものを除く。)をして欠損のてん補を行った場合及び資本準備金による 欠損のてん補を行った場合、欠損のてん補に充てた金額を、資本金等の額から控除し ます。
  - ② 平成18年5月1日以後に、剰余金による損失のてん補を行った場合、損失のてん補に充てた金額を、資本金等の額から控除します。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失のてん補に充てた金額に限ります。
- Q33 無償増資を行った場合、資本金等の額はどうなりますか。
- A33 平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、 その増資額を資本金等の額に加算します。